

高知県観光産業振興事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金交付規則（以下「規則」という。）第20条に基づき、高知県観光産業振興事業費補助金の交付に関し必要な事項を定める。

(補助目的)

第2条 高知県産業振興計画に位置づけられた観光分野の成長戦略のテーマである「滞在型・体験型観光の推進」を具体的に実現するため、地域の個性を活かした魅力ある観光地づくりや観光への地域産物の活用などの第3条に規定する事業に要する経費について、市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会（以下「市町村等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域アクションプラン等、高知県産業振興計画に位置づけられた取組又はこれに準ずると認められる取組であって、本県の観光産業振興に資する事業とする。

(事業実施主体)

第4条 事業実施主体は、次に掲げるものとする。

- (1) 市町村等
- (2) 市町村等の長が補助を行う団体（以下「団体」という。）

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は第2条に規定する目的を達成するための経費で、別表のとおりとする。

(補助率)

第6条 補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、高知県産業振興推進総合支援事業費補助金（以下「総合補助金」という。）の交付要綱に定める特別承認事業の採択を受け事業を実施する場合には、3分の2以内とする。

(実施計画書の提出)

第7条 市町村等が第3条に該当する補助事業を実施しようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式及び第1号様式の2による実施計画書を提出するものとする。ただし、総合補助金の交付要綱に定める特別承認事業の採択を受けようとするときは、高知県産業振興推進総合支援事業実施要領第4の1に規定する別記第1号様式による事業採択申請書及び第1号様式の2による実施計画書を提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 市町村等が補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに別記第2号様式による補助金交付申請書を知事に提出するものとする。

2 補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に100分の25を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定)

第9条 知事は、前条に基づく申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該市町村等に通知するものとする。

(補助条件)

第 10 条 補助金の交付目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。市町村等が、第 4 条第 2 号に規定する事業実施主体に補助金を交付する場合においても、同様の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して 5 年間整備、保管しなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付目的に沿って、効率的な運用を図らなければならない。

(事業の重要な変更)

第 11 条 補助事業について、次に掲げる重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第 3 号様式による補助金変更申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 実施事業の中止又は廃止
- (3) 事業施行箇所の変更
- (4) 補助対象経費について 20 パーセントを超える増減又は市町村等の補助金交付決定額の増額
- (5) 事業内容の重要な部分に関する変更（必要に応じ事前に協議すること）

(実績報告)

第 12 条 市町村等は、補助事業が完了又は廃止の承認を受けた場合は、別記第 4 号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日、又は補助事業実施年度の 3 月 31 日（ただし、総合補助金の交付要綱に定める特別承認事業の採択を受け事業を実施する場合には、3 月 15 日）のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 市町村等が事業実施主体の場合

ア 委託等の契約書の写し（補助事業分に限る。）

・ 契約書（次の事項が表示されているページのみとする。）

契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者

・ 契約の変更があった場合は、その事実を確認できる請書等

・ 契約が 2 件以上にわたる場合は、別記第 5 号様式による契約状況総括表〔実績報告〕

イ 完了検査調書の写し

ウ 完成写真、図面等実施した事業の内容がわかる資料

(2) 市町村等以外が事業実施主体の場合

ア 市町村等の補助金交付決定通知の写し

イ 市町村等の補助金検査調書の写し

ウ 完成写真、図面等実施した事業の内容がわかる資料

3 第 8 条第 2 項ただし書により交付申請した場合は、第 1 項の実績報告書の提出に当たっ

て当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第 8 条第 2 項ただし書により交付申請した場合は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した市町村等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第 6 号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(概算払)

第 13 条 規則第 14 条のただし書に規定する補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 7 号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第 14 条 県は、必要があれば市町村等及び関係機関に対し補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(財産の処分の制限等)

第 15 条 市町村等は、規則第 19 条の規定により処分を制限される補助の対象となったもののうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が 500,000 円を超える施設財産及び機械器具(以下「施設財産等」という。)について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により、施設財産等の処分を承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることがある。

(事業成果のフォローアップ)

第 16 条 市町村等及び団体は、事業実施年度の翌年度から 5 か年の間、事業成果等についてフォローアップを行うものとし、県は、必要に応じ報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第 17 条 市町村等及び団体は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第 18 条 補助事業又は市町村等に関して、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例第 6 条に規定する非開示項目以外の項目は、開示を行うものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱で定めるもののほか必要な事項については、知事が別に定める。

2 総合補助金の特別承認事業の採択を受け事業を実施する場合においても、その交付申請にかかる手続き及び様式等は、すべて本要綱の規定を適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 5 月 11 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 24 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 10 条、第 12 条第 4 項、第 15 条、第 16 条及び第 18 条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

別表

節	内訳
報償費	謝金、講師、コーディネーター、アドバイザー等に係る費用
旅費	事業実施に係る費用、講師・アドバイザー等への費用弁償
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、図書購入費、会議費
役務費	通信費、損害保険費用、特許等の取得に係る費用
委託料	業務委託に対して支払う費用
使用料及び賃借料	会場使用料、賃貸、リース、レンタルに係る費用
原材料費	事業を実施するうえで必要な試作・開発等にかかる原材料費
備品購入費	当該事業に継続して使用するものに限る。
負担金、補助及び 交付金	事業実施主体への補助金等

ただし、間接補助の場合、間接補助事業者の補助対象経費は、上記の共済費から備品購入費の節の内訳に該当するものとする。

別記第1号様式

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長名 ①
(代表者名 ①)
所在地

高知県観光産業振興事業実施計画書

このことについて、高知県観光産業振興事業を実施したいので、高知県観光産業振興事業費補助金交付要綱第7条の規定により、実施計画書を提出します。

記

- 1 高知県観光産業振興事業実施計画書（別紙）
- 2 添付書類
 - ・
 - ・
 - ・

平成 年度高知県観光産業振興事業計画書

市町村等名						
事業名						
事業実施主体名						
地域の現状・課題						
事業目的						
事業内容	(事業区域) 別添位置図のとおり					
産業振興計画への位置づけ						
予算議決時期	平成 年 月 議会提出 (予定)					
総事業費	補助対象 経費	財源内訳			その他の 経費	摘要
		県補助金	一般財源	その他		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
事業実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間)					
担当課・担当者職氏名等						

◎記載上の注意

事業実施主体名：間接補助事業の場合に記載すること

財源内訳：補助対象経費の内訳を記載すること

その他：補助対象経費のうち、地方債や寄付金等、経費の内容を記載すること

高知県知事 様

市町村長名 印
(代表者名 印)
所在地

高知県観光産業振興事業費補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金交付規則第3条及び高知県観光産業振興事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の目的
- 3 事業着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：千円)

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
一 般 財 源		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

(単位：千円)

区 分 (節別区分)	予 算 額	積 算 根 拠	備 考
計			

予算議決日 (又は議決予定日)	平成 年 月 日 (予定)
-----------------	---------------

6 事業実施計画

(単位：千円)

事業名	事業概要	事業実施主体	着手予定年月日 完了予定年月日	総事業費	補助対象 経費	財源内訳			その他の 経費	備考
						県補助金	一般財源	その他		
計										

添付書類：設計書等算定根拠となる資料（既に提出している場合は不要）

高知県知事 様

市町村長名 印
(代表者名 印)
所在地

高知県観光産業振興事業費補助金変更申請書

平成 年 月 日付け 第 号で（内定・決定）通知を受けた下記事業について、その内容を変更して実施したいので、高知県観光産業振興事業費補助金交付要綱第11条の規定により、変更申請書を提出します。

記

- 1 事業名
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 補助金変更申請額

既交付決定額	変更後の申請額	差引増減額
円	円	円

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：千円)

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
一 般 財 源		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

(単位：千円)

区 分 (節別区分)	予 算 額	積 算 根 拠	備 考
計			

予算議決日 (又は議決予定日)	平成 年 月 日 (予定)
-----------------	---------------

(注) 変更前を上段に () で記入すること。

6 事業変更計画

(単位：千円)

事業名	事業概要	事業実施主体	着手予定年月日 完了予定年月日	総事業費	補助対象 経費	財源内訳			その他の 経費	備考
						県補助金	一般財源	その他		
計										

注 意：変更前を上段に（ ）で記入すること。

添付書類：変更設計書等算定根拠となる資料（既に提出している場合は不要）

高知県知事 様

市町村長名 印
(代表者名 印)
所在地

高知県観光産業振興事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号外 件で補助金(変更)交付決定のあった高知県観光産業振興事業費補助金に係る補助事業を実施したので、高知県補助金交付規則第11条及び高知県観光産業振興事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の成果
- 3 事業完了年月日

4 収支決算（見込）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	決算（見込）額	備 考
県 補 助 金		
一 般 財 源		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分 (節別区分)	決算（見込）額	積 算 根 拠	備 考
計			

5 事業実績

(単位：円)

事業名	事業概要	事業実施主体	着手年月日 完了年月日	総事業費	補助対象 経費	財源内訳			その他の 経費	備考
						県補助金	一般財源	その他		
計										

※ 上段 () 書きにて交付決定の内容を記載のこと。

高知県知事 様

市町村長名 印
(代表者名 印)
所在地

高知県観光産業振興事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号外 件で補助金(変更)交付決定のあった
上記補助金について、高知県観光産業振興事業費補助金交付要綱第12条第4項の規定に基づき、下記
のとおり報告します。

記

1 該当事業

2 内 容

高知県補助金交付規則第12条に基づく補助金の確定額 (補助金交付決定額)	円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a) 円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b) 円
補助金返還相当額	(b) - (a) 円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

高知県知事 様

市町村長名 印
(代表者名 印)
所在地

高知県観光産業振興事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号外 件で補助金(変更)交付決定のあった高知県観光産業振興事業費補助金を概算交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求事由

2 概算払請求額

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円

3 添付資料

概算払に必要なと認められる資料等